

益子町中小企業振興資金に係る信用保証料補助金交付要領

平成7年3月30日

告示第20号

(趣旨)

第1条 町が交付する中小企業振興資金に係る信用保証料補助金(以下「補助金」という。)については、益子町補助金等交付規則(昭和48年規則第5号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、益子町中小企業振興資金融資規則(昭和41年規則第11号)により融資を受け、かつ、栃木県信用保証協会(以下「協会」という。)に信用保証料を支払った者とする。ただし、同規則第8号により融資の条件変更を行った場合は、変更後の延長期間は対象から除く。

2 補助対象者は、次の行為を協会に委任することができる。

(1) 補助金の申請、請求に関すること。

(2) 補助金の受領に関すること。

(3) 保証料の納入に関すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、協会所定料率により算出された保証料のうち、次のとおりとする。

資金の種類	補助率
運転資金	1/2
設備資金	

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出すべき書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	提出期限
益子町中小企業振興資金に係る信用保証料補助金交付申請書	規則の様式第1号	1部	1 借入申込書の写し	町長が別に定める。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、信用保証料補助金の交付決定を行うものとする。

2 この信用保証料補助金に係る実績報告は、規則第9条の規定に関わらず提出を要しないものとし、額の確定は、交付決定と併せて行うものとする。

(補助条件)

第6条 規則第6条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。

(補助金の請求)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	提出期限
益子町中小企業振興資金に係る信用保証料補助金交付請求書	規則の様式第5号	1部	1 交付決定通知書の写し	町長が別に定める。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が繰上償還等により、補助金額に変動が生じた場合又はこの要領に違反したときは、町長は、補助金額を再計算し、返還させることができる。

附 則(令和5年告示第58号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度以前に融資し、又は融資を決定した資金に係る補助金については、なお従前の例による。